



Japan Ice Hockey Federation

Kishi Memorial Hall, 1-1-1 Jin-nan, Shibuya-ku, Tokyo 150-8050

[Phone](+81)03-3481-2404 [Fax](+81)03-3481-2407

[E-mail] jihf@jihf.or.jp [URL]http://www.jihf.or.jp

J I H F 2013～2014 発第 054 号

2013 年 7 月 30 日

各加盟団体 御中

公益財団法人日本アイスホッケー連盟
審議委員会
(公印省略)

ゲーム・ミスダクト・ペナルティ、マッチ・ペナルティの取扱いについて (通達)

各加盟団体は、主催または主管する大会等においてゲーム・ミスコンダクト・ペナルティ、マッチ・ペナルティが発生した場合には、当該試合終了後直ちに懲戒委員会を開き、当該選手の処分に関する意見をとりまとめ、速やかに加盟団体会長に上申すること。加盟団体会長はこれを受けて処分を決定し、関係者に通知するとともに、速やかに本連盟審議委員会に報告書を提出すること。

記

[ガイドライン] 別紙の通り

[追加処分対象大会]

- ① 全日本選手権大会A・B (男女)
- ② アジアリーグ加盟チーム定期戦
- ③ 国民体育大会
- ④ 日本学生氷上競技選手権大会 (インカレ)
- ⑤ 全国高等学校アイスホッケー選手権大会 (インターハイ)
- ⑥ 全国中学校アイスホッケー大会
- ⑦ 全日本少年アイスホッケー大会
- ⑧ 加盟団体が主催または主管する公式試合
- ⑨ 国際交流試合
- ⑩ 上記以外の本連盟が主催または主管する大会

- ※ 上記競技会開催時には原則として全試合にゲームスーパーバイザーを配置すること。
- ※ 上記試合で発生したペナルティの累積は当該大会限りとし、他の大会等への持越しはないものとする。ただし、追加処分を受けている者は、その追加処分の期間が満了するまで各種大会等への出場資格を有しないものとする。
- ※ 練習試合等の競技会以外において発生した重大な反則行為及びスポーツ倫理に反する行為については、当該チーム、選手またはチーム役員を管轄する加盟団体の懲戒委員会が、関係者からの申告に基づきこれを調査し、懲戒処分を加えることができる。
- ※ 懲戒追加処分が加えられるとこととなった場合は、報告書郵送の前に、まずはFAXにて報告すること。

以上